

# 芦屋町独自支援策 第14弾

令和5年12月25日

## 町長のメッセージ



住民の皆さんには、平素より町政各般にわたり格別のご理解、ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。さて、今年も残りわずかとなりましたので、少し振り返ってみますと、5月には新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類から5類に変更され、様々な行動制限が解除されました。一方で、一年をとおしてインフルエンザが発生し、同時流行に備えた対策が必要となりました。今まさに、インフルエンザが猛威を振るっているところではありますが、ピークは1月から3月と言われているため、今後も必要に応じた対策を各個人の判断で実施していただくことが重要となります。

町内に目を向けますと、花火大会やあしや砂像展をはじめとする、多くのイベントを開催することができました。各種イベントにご尽力いただいた皆さんに、改めて感謝申し上げますとともに、芦屋町にコロナ禍前の賑わいや活気が戻ってきたことを大変うれしく思っております。

そして、今年は物価高騰の影響を受け、日常生活の負担が増大していると感じる人も多くいるのではないのでしょうか。こうした中で、国は、低所得世帯の負担軽減を図る支援として、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を追加で給付することを11月に決定しました。

これに併せて、芦屋町は、皆さんの生活を支援するための独自支援策として、1人につき1万円分の商品券を給付する「生活応援商品券発行事業」を行います。この事業により、皆さんの生活が少しでも豊かになるとともに、芦屋町の商工振興の一翼を担い、さらなる町の賑わいにつながっていくことを願っております。

今後も、住民の皆さんの笑顔がみられるよう、限られた財源の中で、一歩ずつ前に進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

令和5年12月25日

芦屋町長 波多野茂丸



## 住民1人につき1万円の商品券

物価高騰によって様々な影響を受けている住民の皆さんに、町内で使える商品券1万円分を給付します。

- **対象者** 令和6年2月1日時点で芦屋町に住民登録がある人（ただし、2月25日まで引き続き芦屋町に住民登録されている必要があります。）
- **給付額** 対象者1人につき1万円分（商品券500円×20枚）
- **配布方法** 令和6年3月中旬から順次、世帯主宛てに「ゆうパック」でお届けします。  
※配布完了まで2週間程度要します。  
※受領を辞退される人は、令和6年2月14日（水）までにご連絡ください。
- **使用期間** 令和6年4月1日（月）から8月31日（土）まで

〈お問い合わせ〉産業観光課 商工観光係 電話：223-3542



## 国の支援 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付)

### 住民税非課税世帯 1世帯につき7万円

電力・ガスをはじめとするエネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯に対して1世帯あたり7万円を給付します。

- **対象者** 令和5年12月1日に芦屋町に住民登録があり、世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯（ただし、世帯全員が課税者から扶養を受けている世帯は対象外です。）
- **手続き** 町が令和6年1月末までに対象者へ「給付のお知らせ」を発送しますので、内容を確認してください。世帯の中に令和5年1月2日以降に転入者がいる場合や、未申告者がいる場合は、「給付のお知らせ」が届かない場合があります。その際は、別途申請が必要です。

〈お問い合わせ〉福祉課 障がい者・生活支援係 電話：223-3530

